

令和 5 年 2 月

各町会長 様

区民活動推進課長

## 令和 5 年度「区民交通傷害保険」のポスター掲示について（依頼）

日頃より、標記事業につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

例年のお願いとなり恐縮ではございますが、令和 5 年度「区民交通傷害保険」のポスターにつきまして、貴町会掲示板に下記のとおり掲示いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 掲示物

令和 5 年度「区民交通傷害保険」ポスター

#### 2. 掲示期間

令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

#### 3. その他

団体加入の実施をご予定いただいている町会様において、急きょ団体加入の実施を取りやめることになった場合には、お手数ですが、下記担当まで必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 4. お問い合わせ先

豊島区 区民活動推進課 管理グループ

担当：小澤・須永

電話：03-4566-2311（直通）

令和5年度

# 豊島区の『区民交通傷害保険』

へのご加入をおすすめします。

申込期間

令和5年2月1日から3月31日まで

※上記以外は加入できませんので、ご注意ください。

申込資格

令和5年4月1日時点で、豊島区にご住所のある方および在勤者・在学者



## 自転車保険 加入義務化対応

「自転車賠償責任プラン」が  
セットされたコース  
(XJ・AJ・BJ・CJ)は、  
「東京都自転車条例」により  
加入が義務化されている  
保険に対応して  
います。

豊島区内では、令和3年1年間に655名の方が  
交通事故によってケガをされています。(出典:警視庁の交通統計)

区民交通傷害保険は、車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの各コースへ加入することにより、自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

被害事故補償は、犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険金額を限度に補償する制度です。

※詳しい内容は、区内金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局窓口にあるリーフレットをご覧ください。

■保険期間:令和5年4月1日(午前0時)から令和6年3月31日(午後12時)まで1年間

●次の7つのコースから1つのコースをお選びください。

| コース | 補償内容                      | 一時払保険料 | 最高保険金額                 |
|-----|---------------------------|--------|------------------------|
| XJ  | 区民交通傷害Xコース<br>+自転車賠償責任プラン | 1,400円 | 35万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)  |
| AJ  | 区民交通傷害Aコース<br>+自転車賠償責任プラン | 1,900円 | 150万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償) |
| BJ  | 区民交通傷害Bコース<br>+自転車賠償責任プラン | 2,500円 | 350万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償) |
| CJ  | 区民交通傷害Cコース<br>+自転車賠償責任プラン | 3,500円 | 600万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償) |
| A   | 区民交通傷害Aコース                | 900円   | 150万円(交通傷害)            |
| B   | 区民交通傷害Bコース                | 1,500円 | 350万円(交通傷害)            |
| C   | 区民交通傷害Cコース                | 2,500円 | 600万円(交通傷害)            |

※全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を自動セットします。

このご案内は概要です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先

豊島区 区民活動推進課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 東13

TEL 03-4566-2311

平日 午前9時から午後5時まで

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 東京公務開発部営業開発課

〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-9666

平日 午前9時から午後5時まで